3　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　農林水産大臣は、申請書及びその添付書面その他の登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一　受付帳

二　申請書類つづり込み帳

三　決定原本つづり込み帳

四　各種通知簿

五　請求書類つづり込み帳

（受付帳）

第十一条　受付帳は、登録の申請について調製するものとする。

2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために農林水産大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（決定原本つづり込み帳）

第十三条　決定原本つづり込み帳には、申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書の交付の請求

二　漁港水面施設運営権水域図の全部又は一部の写しの交付の請求

三　登録簿の附属書類の閲覧の請求

第三節　雑則

（持出禁止）

第十五条　登録簿及び登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、農林水産省外に持ち出してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、裁判所から登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十六条　令第十三条に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請人の氏名又は名称及び住所

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

六　漁港水面施設運営権の水域

七　漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間

八　存続期間

九　漁港水面施設運営権に係る漁港の漁港管理者の名称

十　登録の目的

十一　登録原因及びその日付

十二　漁港水面施設運営権を目的とする抵当権の設定又は移転の登録（根抵当権及び信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十三　申請人が登録権利者又は登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人）でないとき（第四号、次号及び第十五号の場合を除く。）は、登録権利者、登録義務者又は登録名義人の氏名又は名称及び住所

十四　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十五　前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十六　登録の目的である漁港水面施設運営権等の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

十七　権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部

十八　申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条第一項又は第二項に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提出することができない理由

十九　添付書面の表示

二十　申請の年月日

二十一　登録免許税の額及びこれにつき課税標準の価額があるときは、その価額

二十二　前各号に掲げるもののほか、別表第二の登録欄に掲げる登録を申請するときは、同表の申請書記載事項欄に掲げる事項

（申請書の作成及び提出）

第十七条　申請書は、登録の目的及び登録原因に応じ、一の漁港水面施設運営権ごとに作成して提出しなければならない。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

一　二以上の漁港水面施設運営権について申請する登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

二　同一の漁港水面施設運営権について申請する二以上の登録が、いずれも表題部の登録事項についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

三　一又は二以上の漁港水面施設運営権について申請する二以上の登録が、いずれも同一の登録名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登録又は更正の登録であるとき。

四　同一の漁港水面施設運営権について申請する二以上の権利部の登録（前号の登録を除く。）の登録の目的並びに登録原因及びその日付が同一であるとき。

五　二以上の漁港水面施設運営権について申請する登録が、同一の債権を担保する抵当権に関する登録であって、登録の目的が同一であるとき。